

随意契約理由書

件名	御崎変電所大容量蓄電池設備点検整備
契約の相手方	富士電機株式会社 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>今回の点検整備対象である直流機器は、列車の営業運転に係る重要な「鉄道電気施設」であり、国土交通省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」にもとづき「鉄道電気施設整備要領」を定めて定期検査・随時検査を実施している。</p> <p>点検設備対象は非常時や災害時に直流1500Vを供給することで車両の緊急走行を行える唯一の設備であり、常に設備の良好状態を維持する必要がある。</p> <p>本業務は、設備の点検及び劣化部品を取り換えるものであるが、これらの対象設備は製造業者独自の仕様で製作されており、本点検整備業務に必要な交換部品を入手し本業務を責任を持って確実にできる者は当該設備の製造業者である「富士電機株式会社」以外にない。よって上記業者との随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部電気システム課変電区 (電話番号078-791-1467)